

桑名市における成年後見制度に関する取組みについて

桑名市中央地域包括支援センター
社会福祉士 西村 健二

1. 成年後見制度の概要

○法定後見と任意後見

- ・法定後見…判断能力が十分でない状態にある方が対象
- ・任意後見…判断能力がある方が対象
- ・任意後見は、四日市公証人合同役場において公正証書で作成する必要があり、支援内容、報酬、任意後見候補者などを予め定めておく。公正証書作成費用の他、郵便切手代、出張手当などが必要。

○法定後見における3類型

- ・後見類型…判断能力が欠けている方が対象
「自己の財産を管理・処分することができない」「日常的に必要な買い物もできず、誰かに代わってやってもらう必要があるという程度」
- ・保佐類型…判断能力が著しく不十分な方が対象
「自己の財産を管理・処分するには、常に援助が必要である」「日常の買い物程度は単独でできるが、重要な財産行為（不動産、自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等）は自分ではできないという程度」
- ・補助類型…判断能力が不十分な方が対象
「自己の財産を管理・処分するには、援助が必要な場合がある」「重要な財産行為（不動産・自動車の売買や自宅の増改築、金銭の貸し借り等）について、自分でできるかもしれないが、できるかどうか危ぐがある（本人の利益のためには、誰かに代わってやってもらった方がよい）という程度」

○支援内容

- ・財産管理…預貯金の管理、有価証券の処分、遺産分割など
- ・身上監護…入院契約、介護保険サービス利用契約、賃貸契約解約など
- ・後見類型では…すべての行為の代理権、日常生活に関する行為以外の取消権
- ・保佐類型では…本人の同意を得て家裁が定めた行為の代理権、法律上定められた重要行為の同意見・取消権
- ・補助類型では…本人の同意を得て家裁が定めた行為の代理権・同意見・取消権

○申立人

- ・民法…本人、配偶者、四親等内の親族、未成年後見人、未成年後見監督人、保佐人、保佐監督人、補助人、補助監督人、検察官
- ・任意後見法…任意後見受任者、任意後見人、任意後見監督人
- ・老人福祉法・知的障害者福祉法・精神保健福祉法…市区町村長
- ・市区町村長の申立てについて、各法では「福祉を図るために特に必要があると認めるとき」に申立てができるとしている。厚生労働省の通達ではさらに具体的に「本人に四親等内の親族がなかったり、これらの親族があっても音信不通の状況にあるなどの事情により、親族等による法定後見の開始の審判等の請求を行うことが期待できず、市長村長が本人の保護を図るために審判の請求を行うことが必要な状況にある場合」としている。
- ・通達では、現在地、居住地、住所地に関わらず、「相談、援助等のサービス提供の過程において、その実情を把握しうる立場にある市長村長」が行うとしている。したがって生活保護の受給、介護保険に被保険者である等の要件は本来問題とならない。

○手続きの流れ

- ・申立書類の作成（弁護士・司法書士に委任可能）
 - ⇒申立て（津家庭裁判所四日市支部への提出、郵送も可能）
 - ⇒受理面接（本人・申立人・候補者の面接、後見類型は本人面接なし）
 - 面接日時は事前に電話予約するか、申立時に窓口予約
 - 水曜 9：30～・13：30～、金曜 9：30～・13：30～
 - ⇒審理
 - ⇒審判・審判所の送達（本人・申立人・候補者に送られる）
 - ⇒候補者が受け取った翌日から 14 日間の即時抗告期間
 - ⇒審判の確定・登記嘱託

○市長申立ての特徴

- ・担当地域包括支援センター、中央地域包括支援センター担当職員による本人面談を行い、市長申立て必要性の可否を検討。
- ・二親等以内の親族・推定相続人について連絡を取り、同意を確認する。
- ・65 歳以上であっても、本来支援が必要な分野に係る部署で申立てを行うため、障害福祉課が担当する場合もある。
- ・申立て前に審査会を招集し、申立て可否を検討する

○費用

- ・収入印紙 2,600 円（登記用）、収入印紙 800 円（申立用）、
切手 500 円×2 枚、100 円×4 枚、82 円×15 枚、10 円×7 枚⇒合計 6,100 円
- ・診断書作成費用…医療機関によって異なる（1,500 円～10,000 円程度）
- ・戸籍・住民票・所得課税証明書・登記されていないことの証明書…所定の費用
＋取得のための切手
- ・鑑定書作成費用…医療機関によって異なる（必ずしも必要でない）
- ・弁護士・司法書士への報酬…弁護士・司法書士によって異なる（法テラス利用
の場合は均一）
- ・いずれの費用も法テラスによる民事法律扶助が利用できる（条件あり）。原則
は立替だが、返済が免除される場合もある。申込みは弁護士・司法書士・法テ
ラスへ行う。
- ・また、いずれの費用も桑名市の成年後見制度利用支援事業による助成が可能。
ただし、本人の財産状況に応じて返還を求める。

2. 桑名市における取組

○相談・支援方針

- ・個別具体的な相談に関しては弁護士・司法書士に依頼する
- ・成年後見制度は本人の権利を奪う制度でもあるため、本来は本人・親族が申立
てを行うべき。選任後も本人の意思を尊重する
- ・本人・親族の申立てが困難な場合は市長申立てを行う。ただし、市長申立ては
二親等内の親族と連絡をとるため戸籍収集に長時間を要する

○実績

・桑名市における市長申立件数

年	県内市町長 申立件数	桑名市長 申立件数	桑名市 の割合
平成27年	—	2 件	—
平成26年	—	10 件	—
平成25年	60 件	5 件	8.3%
平成24年	46 件	5 件	10.9%
平成23年	48 件	5 件	10.4%

・桑名市における本人・親族申立支援件数

年度	支援件数	市長申立て	本人・親族 申立て支援
平成27年度	—	2 件	—
平成26年度	19 件	7 件	12 件
平成25年度	23 件	4 件	17 件
平成24年度	21 件	7 件	14 件
平成23年度	—	5 件	—

・市長申立てにおける職種別受任者内訳

年度	申立件数	弁護士	司法書士	社会福祉士	社協
平成27年度	2 件	1 件	1 件	—	—
平成26年度	7 件	2 件	1 件	3 件	1 件
平成25年度	4 件	—	2 件	2 件	—
平成24年度	7 件	3 件	3 件	1 件	—
平成23年度	5 件	—	3 件	2 件	—